

令和２年度 第１回「滝川市いじめ問題対策連絡協議会（書面開催）」に係るご感想等について

(2) 資料ＮＯ．２について（多田委員（滝川警察署生活安全課長）より）

いじめの態様については、「盗まれる（窃盗罪）」「壊される（器物損壊罪）」など犯罪となり得る行為があるようですが、学校などでの対応のほか警察による補導・注意などが必要と認められる場合は御連絡いただきたいと思います。

○ 上記の件につきまして、各学校へ周知いたします。

引き続き、児童生徒の健全育成の推進に向け、御協力をお願いいたします。

(2) 資料ＮＯ．２について（多田委員（滝川警察署生活安全課長）より）

ネットパトロール結果についてですが、インターネット上の行為は潜在化しやすく、インターネットを介して児童が犯罪被害に遭う、または、犯罪行為を犯してしまうという例が散見されます。

児童が将来犯罪被害に遭うことないように、携帯電話機やスマートフォン使用に関する情報モラル教育の継続をお願いしたいと思います。

○ 児童生徒がインターネットのＷｅｂサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう、学校と教育委員会が一体となって、引き続き情報モラル教育の充実に努めてまいります。